

医政地発0825第1号  
平成27年8月25日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

日本救急医療財団に登録されている自動体外式除細動器（AED）設置登録情報を  
地方自治体が活用するための手順書等について

一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）に登録されている自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置登録情報の有効活用については「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について」（平成27年8月25日付医政発第0825第7号厚生労働省医政局長通知）により各都道府県知事宛に通知したところ。

今般、財団が、具体的なAED設置登録情報の活用方法、利用に係る申請方法などを手順書等（別添）にとりまとめたので、御了知いただきたい。

貴職におかれては、別添を参考の上、必要に応じて、他の部局とも連携の上、AED設置登録情報を有効活用していただくようお願いする。